

## 生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（令和7年4月分）

＜文化振興部＞ 名誉都民の選定基準は何か。

【対応】

東京都名誉都民へのお問い合わせをいただきましてありがとうございました。

東京都名誉都民は、東京都名誉都民条例第二条において、「公共の福祉を増進し、又は学術、技芸の進展に寄与し、もって都民の生活及び文化に貢献し、その功績が卓絶で都民の尊敬を受ける者又は都に引続き10年以上居住している者若しくは引き続き20年以上居住したことがある者で、広く社会文化に貢献し、又は都の発展、都民生活の向上に尽すいし、その功績が卓絶で都民が郷土の誇りとして尊敬する者」を称号を贈る条件として定めており、名誉都民選考委員会にて選出し、知事が都議会の同意を得て選定されます。

東京都名誉都民に関しては下記 HP からもご確認できます。

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka\\_seisaku/0000000229](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_seisaku/0000000229)